

郡山市生活困窮者就労準備支援事業実施要綱

平成 31 年 4 月 1 日制定

平成 31 年 4 月 1 日一部改正

令和 3 年 3 月 29 日一部改正

令和 7 年 4 月 1 日一部改正

[保健福祉部保健福祉総務課]

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、郡山市生活困窮者自立支援法施行細則（平成 27 年郡山市規則第 67 号）第 1 条の 2 第 1 号の規定により実施する生活困窮者就労準備支援事業（以下「事業」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第 2 条 事業は、就労に必要となる実践的な知識及び技能等が不足しているだけでなく、複合的な課題があり、生活リズムが崩れている、社会との関わりに不安を抱えている、就労意欲が低下している等の理由で就労に向けた準備が整っていない生活困窮者（生活困窮者自立支援法（平成 25 年法律第 105 号）第 3 条第 1 項に規定する生活困窮者をいう。以下同じ。）に対して、一般就労（一般労働市場における自律的な労働をいう。以下同じ。）に向けた準備としての基礎能力の形成からの支援を計画的かつ一貫して実施することを目的とする。

(事業の委託)

第 3 条 市長は、事業を適切、公正、中立かつ効率的に実施することができる者であって、社会福祉法人、一般社団法人、一般財団法人、特定非営利活動法人その他市長が適当と認める団体（以下「事業者」という。）に、事業の一部又は全部を委託するものとする。

(対象者)

第 4 条 事業の対象となる者は、市の区域内に居住する次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 次のいずれにも該当する生活困窮者

ア 申込日の属する月における生活困窮者及び生活困窮者と同一の世帯に属する者の収入の額を合算した額が、申込日の属する年度（申込日の属する月が 4 月から 6 月までの場合にあつては、前年度）分の地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 295 条第 3 項の条例で定める金額を 12 で除して得た額（以下「基準額」という。）及び生活保護法による保護の基準（昭和 38 年 4 月 1 日厚生省告示第 158 号）による住宅扶助基準に基づく額を合算した額以下であること。

イ 申込日における生活困窮者及び生活困窮者と同一の世帯に属する者の所有する金融資産の合計額が、基準額に 6 を乗じて得た額以下であること。

(2) 前号に該当する者に準ずる者として、次のいずれかに該当する者

ア 前号ア又はイに規定する額のうち把握することが困難なものがあること。

イ 前号に該当しない者であつて、同号ア又はイに該当するものとなるおそれがあること。

ウ 市長が当該事業による支援が必要と認める者であること。

(3) 特定被保護者（生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 55 条の 11 第 1 項に規定する特定被保護者をいう。）

(利用申込み等)

第5条 事業の利用申込みの手続等については、郡山市生活困窮者自立相談支援事業実施要綱（平成27年4月1日制定。以下「市自立相談支援事業実施要綱」という。）に定めるところによるものとする。

（利用の中止）

第6条 事業の利用中止の手続等については、市自立相談支援事業実施要綱に定めるところによるものとする。

（支援期間）

第7条 事業による支援を行う期間は、1年を超えない期間とする。ただし、心身の状況、生活の状況その他の支援対象者の状況を勘案して市長が必要と認める場合にあっては、当該状況を勘案して市長が定める期間とすることができる。

2 事業の利用終了後も一般就労につながらなかった場合等で市の自立相談支援事業のアセスメントにおいて改めて事業を利用することが適当と判断されたときは、事業を再利用することができる。

（職員の配置）

第8条 事業者は、事業の実施に当たり、就労準備支援事業において支援に従事する者（以下「就労準備支援担当者」という。）を1人以上及び常勤の責任者を配置するものとする。

2 就労準備支援担当者は、原則として厚生労働省が実施する養成研修を受講済み又は受講予定の者とし、かつ、次の各号のいずれかに該当する者で生活困窮者等への就労支援を適切に行うことができるものとする。

- (1) キャリアコンサルタントの資格を有する者
- (2) 産業カウンセラーの資格を有する者
- (3) 前2号に掲げる者と同等の能力又は実務経験を有する者

（事業内容）

第9条 事業者は、次の各号に掲げる事業を実施するものとし、その取組は当該各号に定めるところによる。

(1) 支援プログラム計画の作成、見直し及び評価

支援を効果的・効率的に実施するため、その者が抱える課題等を把握し、支援の目標及び具体的な内容を記載した郡山市生活困窮者就労準備支援事業プログラム計画書（第1号様式）を作成し、支援の実施状況を踏まえ適宜見直しを行い、郡山市生活困窮者就労準備支援事業プログラム評価書（第2号様式）の作成を行う。

(2) 日常生活自立に関する支援

適正な生活習慣の形成を促すため、うがい・手洗いや規則正しい起床及び就寝、バランスのとれた食事の摂取、適切な身だしなみに関する助言・指導等を行う。

(3) 社会生活自立に関する支援

社会的能力の形成を促すため、挨拶の励行等、基本的なコミュニケーション能力の形成に向けた支援や地域の事業所での職場見学、ボランティア活動等を行う。

(4) 就労自立に関する支援

一般就労に向けた技法や知識の習得等を促すため、実際の職場での就労体験の機会の提供やビジネスマナー講習、キャリアコンサルティング、模擬面接、履歴書の作成指導等を行う。

(5) 就職活動に関する支援

就労準備支援担当者は、市と連携しつつ、利用者の状況に応じた仕事探しや、ハローワークへの同行支援等を行う。

(6) 就職後の職場定着支援

就労準備支援担当者は、利用者が就労を継続することができるよう、必要に応じて、市と連携し、適宜、相談に応じる等必要な支援を行う。

(7) その他市長が必要と認める支援

- 2 事業者は、市の自立相談支援事業及び家計改善支援事業と連携し、利用者に対し包括的な支援を行うものとする。

(実施状況の報告)

第10条 事業者は、事業の実施状況について市長に報告するものとする。

- 2 前項の規定による報告は、原則として月に1回以上行うものとする。

(留意事項)

第11条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施方法については、生活困窮者自立支援制度に関する手引きの策定について（平成27年3月6日社援地発0306第1号厚生労働省社会・援護局地域福祉課長通知）の別添2就労準備支援事業の手引き及び生活困窮者自立支援制度に係る自治体事務マニュアルの策定について（平成27年3月27日社援発0327第2号厚生労働省社会・援護局長通知）に定めるところによるものとする。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年3月29日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

郡山市生活困窮者就労準備支援事業プログラム計画書

作成日	
事業所	
担当者	

フリガナ	
氏名	
性別	<input type="checkbox"/> 男性 <input type="checkbox"/> 女性
生年月日	年 月 日（ 歳）
就労に対する本人の意向	

本人が希望する就労内容

最終的な目標設定及び支援方針

支援開始時の本人の状況と課題
①日常生活自立：
②社会生活自立：
③就労自立：

	長期目標	短期目標	期間	支援内容
日常生活自立				
社会生活自立				
就労自立				

本人同意署名欄	
---------	--

